

○飯塚市行政アドバイザーの設置等に関する要綱

平成29年7月19日

飯塚市告示第212号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市行政アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 グローバル化、少子高齢化及び高度情報化等が進行する中、新たな市民サービスや政策を検討するうえで、専門的な助言又は提言等を受けるため、アドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、10人以内とする。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、本市の市政各分野において専門的な知識又は経験を有すると認められる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年以内の範囲で市長が定める期間とする。

2 アドバイザーは、再任されることができる。

(職務)

第5条 アドバイザーは、市長の求めに応じて、必要な助言又は提言等を行う。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 アドバイザーに関する庶務は、行政経営部総合政策課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。